

瀬戸内市監査委員公表第4号

令和2年度定期監査結果報告に基づく措置状況の公表について

令和2年度定期監査結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知が瀬戸内市長等からあったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年8月29日

瀬戸内市監査委員 小 野 和 倫

瀬戸内市監査委員 廣 田 均

所管部署	教育委員会社会教育課
指導事項	措置の内容
<p>シルバー人材センターとの契約締結に当たり、市が、仕事の完成を目的とした請負契約であるにもかかわらず、作業時間に応じて委託料を支払っていることは、シルバー人材センターの適正就業ガイドラインの項目を満たしておらず、作業量による契約書や見積書で発注することを検討するなど事務処理上改善する必要があると認められる。</p>	<p>作業量（具体的な業務内容及び対象施設の配置）に応じた仕様書、契約書を作成し契約を締結している。</p>